

宮城県国公立高校生等奨学給付金支給要綱

(目的等)

第1 国公立の高等学校等に在学する高校生等がいる低中所得世帯に対する奨学のための給付金（以下「給付金」という。）を支給することにより、全ての意思のある高校生等が安心して教育を受けられるよう、授業料以外の教育に必要な経費の負担を軽減することを目的とする。

なお、この給付金は、高等学校等修学支援事業費補助金（奨学のための給付金）交付要綱（平成26年4月1日文科科学大臣決定）又は高等学校等修学支援事業費補助金（専攻科の生徒への奨学のための給付金）交付要綱（令和2年4月1日文科科学大臣決定）（以下「専攻科奨学給付金交付要綱」という。）における補助対象に該当するものであり、宮城県における事業名称を「高校生等奨学給付金事業」とする。

(定義)

第2 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に掲げるところによる。

- (1) 高等学校等 高等学校等就学支援金の支給に関する法律（平成22年法律第18号。以下「法」という。）第2条に規定する高等学校等（特別支援学校の高等部を除く。）及び専攻科奨学給付金交付要綱第2条に規定する高等学校等専攻科（以下「専攻科」という。）のうち、国公立のもの。
- (2) 高校生等の範囲
 - ア 高校生等（新制度） 法第3条に規定する高等学校等就学支援金（新制度）の対象者並びに高等学校等修学支援事業費補助金（学び直しへの支援）交付要綱（平成26年4月1日文科科学大臣決定）（以下「学び直し支援交付要綱」という。）第3条第1項に規定する（同条第2項の規定により同条第1項第3号以外の同項各号の全てに該当する者を含む。）学び直し支援（新制度）の対象者及び高等学校等修学支援事業費補助金（専攻科の生徒への修学支援）交付要綱（令和2年4月1日文科科学大臣決定）（以下「専攻科修学支援交付要綱」という。）別表1（同要綱第3条第3項各号のいずれかに該当する場合を除く）に規定する専攻科修学支援（新制度）の対象者
 - イ 高校生等（旧制度） 高等学校等就学支援金の支給に関する法律の一部を改正する法律（令和8年法律第8号）附則第2条第2項に規定する高等学校等就学支援金（旧制度）の対象者並びに高等学校等修学支援事業費補助金（高校生等・新修学支援）交付要綱（令和8年4月15日文科科学大臣決定）第3条に規定する高校生等・新修学支援の対象者及び学び直し支援交付要綱第3条第1項に規定する（同条第2項の規定により同条第1項第3号以外の同項各号の全てに該当する者を含む。）学び直し支援（旧制度）の対象者及び専攻科修学支援交付要綱別表2（同要綱第3条第3項各号のいずれかに該当する場合を除く）に規定する専攻科修学支援（旧制度）の対象者
- (3) 保護者等 学校教育法（平成22年法律第26号）第16条に規定する保護者その他の高校生等の就学に要する経費を負担すべき者とする。ただし、専攻科に通う高校生等については、専攻科修学支援交付要綱別表1及び2に規定する生計維持者とする。
- (4) 通信制 高等学校及び中等教育学校の通信制課程又は専修学校の通信制学科

(対象者)

第3 給付金の対象となる者は、高等学校等に在学する高校生等のいる保護者等であって、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 宮城県内に住所を有すること。
- (2) 給付金を申請する年度（以下「申請年度」という。）の道府県民税及び市町村民税の賦課期日に日本国内に住所を有している者であって、次のいずれかの区分に該当する者。
 - ア 生業扶助が行われている（外国人を含む）世帯（以下「生活保護受給世帯」という。）
 - イ 保護者等全員の道府県民税所得割額及び市町村民税所得割額が非課税である世帯（以下「住民税非課税世帯」という。）又は家計急変による経済的理由により住民税非課税世帯に相当すると認められる世帯
 - ウ 保護者等全員の道府県民税所得割及び市町村民税所得割の合算額（以下「所得割合合算額」という。）

- が 105,500 円未満である世帯（イの世帯を除く）（以下「年収 270～380 万円相当の世帯」という。）又は家計急変による経済的理由により年収 270～380 万円相当の世帯に相当すると認められる世帯
- エ 保護者等全員の所得割合算額が 182,500 円未満である世帯（イ及びウの世帯を除く）（以下「年収 380～490 万円相当の世帯」という。）又は家計急変による経済的理由により年収 380～490 万円相当の世帯に相当すると認められる世帯
- オ 保護者等全員の所得割合算額が 264,500 円未満であり扶養する子が 3 人以上いる世帯（市町村民税に係る保護者等の扶養する子の数が 3 人以上であり、かつ高校生等が保護者等に扶養されていることをいう。）（イ及びウ及びエの世帯を除く）（以下「年収 380～600 万円相当の多子世帯」という。）又は家計急変による経済的理由により年収 380～600 万円相当の多子世帯に相当すると認められる世帯
- (3) 高校生等が、平成 26 年 4 月 1 日以降、対象となる高等学校等の第 1 学年に入学した者（単位制の高等学校等において修得単位数により第 1 学年相当と県から判断された者を含む。）であること。
- (4) 次のいずれかの基準日に高校生等が高等学校等に在学していること。
- ア 4 月入学者については 7 月 1 日（前倒し給付の場合は 4 月 1 日）
- イ 秋入学など 7 月 2 日以降に入学することが定められている者については入学日の翌月の初日
- ウ 7 月 2 日以降に家計が急変した場合には、家計急変の発生した月の翌月（家計急変の発生した日が月の初日である場合は、申請のあった月）の 1 日
- (5) 児童福祉法による児童入所施設措置費等国庫負担金について（令和 5 年 5 月 10 日こ支家第 47 号）による措置費等の支弁対象となる高校生等であって、見学旅行費又は特別育成費（母子生活支援施設の高校生等を除く。）が措置されていないこと。

（給付金額）

- 第 4 給付金の額は、別表 1 に定めるところによる。ただし、着用を義務づけられている制服が災害等により喪失・毀損した場合であって、再度、制服の購入が必要である場合については、当該災害等につき 1 回に限り、別表 1 の金額に別表 2 の金額（以下「加算額」という。）を加算して支給することができるものとする。

（給付金の申請）

- 第 5 給付金の支給を受けようとする者は、次の各号に定める書類を、別に知事が定める日までに、宮城県内に設置されている高等学校等に在籍している高校生等のいる保護者等にあつては、在籍している学校長を経て、それ以外の保護者等については直接、知事に提出しなければならない。
- (1) 宮城県内に設置されている高等学校等に在学している高校生等のいる保護者等
- ア 高校生等奨学給付金受給申請書（様式第 1 号）
- イ 保護者等全員の道府県民税所得割額及び市町村民税所得割額を証明する書類（以下「課税証明書等」という。）又は個人番号カードの写し等（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号）第 2 条第 7 項に規定する個人番号カードの写しその他これに類する書類をいう。以下同じ。）
- ウ 年収 380～600 万円相当の多子世帯の「扶養する子が 3 人以上いる世帯」の確認については、保護者等の個人番号カードの写し等又は市町村民税における扶養親族の記載が省略されていない課税証明書等
- エ 生業扶助受給世帯については、生業扶助の措置状況が確認できる書類の写し
- オ 加算額の給付を受けようとする世帯は、制服が災害等により喪失・毀損したことを証明する書類（罹災証明書等の写し等）及び再度、制服の購入が必要であることを証明する書類（在学する高等学校等の証明書等）
- カ その他県教育委員会が必要と認める書類
- (2) 前号以外的高中生等のいる保護者等
- ア 高校生等奨学給付金受給申請書（様式第 1 号）
- イ 保護者等全員の課税証明書等又は個人番号カードの写し等

ウ 在学証明書（様式第2号）

エ 年収 380～600 万円相当の多子世帯の「扶養する子が3人以上いる世帯」の確認については、保護者等の個人番号カードの写し等又は市町村民税における扶養親族の記載が省略されていない課税証明書等

オ 生業扶助受給世帯については、生業扶助の措置状況が確認できる書類の写し

カ 加算額の給付を受けようとする世帯は、制服が災害等により喪失・毀損したことを証明する書類（罹災証明書等の写し等）及び再度、制服の購入が必要であることを証明する書類（在学する高等学校等の証明書等）

キ その他県教育委員会が必要と認める書類

2 前項の規定にかかわらず、家計急変による経済的理由により給付金の支給を受けようとする者は、次の各号に定める書類を、知事が別に定める日までに、前項に定める方法により提出するものとする。

(1) 高校生等奨学給付金受給申請書（様式第1号）

(2) 在学証明書（様式第2号）（宮城県外に設置されている高等学校等に在学する高校生等のいる世帯に限る。）

(3) 家計急変の発生事由を証明する書類

(4) 家計急変前及び家計急変後の収入を証明する書類

(5) 年収 380～600 万円相当の多子世帯の「扶養する子が3人以上いる世帯」の確認については、保護者等の個人番号カードの写し等又は市町村民税における扶養親族の記載が省略されていない課税証明書等

(6) 加算額の給付を受けようとする世帯は、制服が災害等により喪失・毀損したことを証明する書類（罹災証明書等の写し等）及び再度、制服の購入が必要であることを証明する書類（在学する高等学校等の証明書等）

(7) その他県教育委員会が必要と認める書類

（支給の決定）

第6 知事は第5の規定による申請に基づき、支給を決定したときは高校生等奨学給付金支給決定通知書（様式第3号）により、給付しないことを決定したときは高校生等奨学給付金不支給決定通知書（様式第4号）により、宮城県内に設置されている高等学校等に在籍している高校生等のいる保護者等にあつては学校長を経て、それ以外の保護者等にあつては直接、通知するものとする。

（支給の方法）

第7 支給の回数は、一人の高校生等につき年1回、通算3回（定時制、通信制の高等学校等に通う高校生等は年1回、通算4回、専攻科に通う高校生等は年1回、通算2回（修業年限が1年の場合は通算1回））を上限とする。ただし、高等学校等修学支援事業費補助金（学び直しへの支援）の補助対象に該当する場合は、追加で1回（定時制、通信制の高等学校等に通う高校生等は最大で2回まで）給付することができる。

2 前項本文の規定にかかわらず、新入生のうち希望する者については、年1回の給付を4月から6月相当額と7月から翌年3月相当額に分割して支給するものとする。

3 支給は原則として、口座振込依頼書兼委任状（様式第5号）により、保護者等が指定した預金口座等への振込によるものとする。ただし、保護者等は授業料以外の教育に必要な経費と相殺するため給付金の受給を学校代表者（学校長等）に委任することができる（学校による代理受領）。

4 本給付金は、年度当初に必要な経費を支援することを目的としていることから、基準日現在の状況で確認を行い、その後の世帯状況等の変化、高校生等の休学及び退学等の事由が発生した場合においても追給及び返還（第8の場合を除く。）は行わないものとする。

（支給の決定の取り消し等）

第8 知事は、保護者等が偽り或其他不正の手段により給付金の支給を受けたと認められるときは、支給の決定を取り消すとともに、保護者等に通知するものとする。

2 前項により支給の決定の取り消しを受けた者は、知事が別に指示する方法により給付金を返還しなければならない。

(違約金)

第9 知事は、第8の規定により支給の決定の取り消しを受けた者が返還期日までに給付金を返還しなかったときは、返還期日の翌日から返還の日までの日数に応じ、返還金額について年 10.95 パーセントの割合で計算した違約金を徴収するものとする。

(補足)

第10 この要綱に定めるもののほか、給付金の支給に関し必要な事項は、知事が別に定める。

別表1 (第4関係)

対象者区分	高校生等の範囲	高校生等1人当たりの給付金支給額	支給対象経費
ア 生活保護受給世帯	専攻科以外の高等学校等に通う高校生等	年額 32,300 円	修学旅行費等
イ 住民税非課税世帯	通信制及び専攻科以外の高等学校等に通う高校生等	年額 143,700 円	教科書費、教材費、学用品費、通学用品費、教科外活動費、生徒会費、PTA会費、入学学用品費等 (専攻科に通う高校生等は教科書費、教材費、学用品費のみ)
	通信制及び専攻科に通う高校生等	年額 50,500 円	
ウ 年収 270～380 万円相当の世帯	通信制及び専攻科以外の高等学校等に通う高校生等(新制度)	年額 47,900 円	
	通信制及び専攻科に通う高校生等(新制度)	年額 16,830 円	
	専攻科に通う高校生等(旧制度)	年額 10,100 円	
エ 年収 380～490 万円相当の世帯	通信制及び専攻科以外の高等学校等に通う高校生等(新制度)	年額 35,930 円	
	通信制に通う高校生等(新制度)	年額 12,630 円	
オ 年収 380～600 万円相当の多子世帯	専攻科に通う高校生等(新制度)	年額 12,630 円	
	専攻科に通う高校生等(旧制度)	年額 10,100 円	

(注1) 新入生の前倒し給付を行う場合、4月から6月分相当額は本表の区分に応じた支給額に四分の一を乗じた額(1円未満の端数切り捨て)、7月から翌年3月分相当額は年額から4月から6月分相当額を差し引いた額とする。ただし、4月から6月分相当額が7月1日現在の状況に応じた支給額(年額)を上回る場合は、4月から6月分相当額を年額とする。

(注2) 家計急変世帯においては、7月1日までに家計が急変したことによる申請の場合は本表のイからオの区分に応じた支給額、7月2日以降に家計が急変したことによる申請の場合は、本表のイからオの区分に応じた額について、家計急変の発生した翌月以降の月数に応じて算定した額(1円未満の端数切り捨て)を年額とする。ただし、7月1日現在の状況により給付を受けた者が、7月2日以降に家計が急変し、より高い給付額の世帯となった場合は、上記の方法により算定した家計急変に係る給付額から7月1日現在の状況による給付額のうち家計急変による申請のあった翌月以降の月数に応じて算定した額を差し引いた額を追加で給付することとする。

別表2 (第4関係)

対象者区分	高校生等の範囲	高校生等 1 人当たりの加算額
イ 住民税非課税世帯	高校生等	64,800 円
ウ 年収 270～380 万円相当の世帯	高校生等（新制度）	21,600 円
	専攻科に通う高校生等（旧制度）	12,960 円
エ 年収 380～490 万円相当の世帯	専攻科以外の高等学校等に通う高校生等（新制度）	16,200 円
オ 年収 380～600 万円相当の多子世帯	専攻科に通う高校生等（新制度）	16,200 円
	専攻科に通う高校生等（旧制度）	12,960 円

附 則

この要綱は、平成 26 年 6 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 27 年 6 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 28 年 6 月 13 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 29 年 6 月 7 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 30 年 7 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年 6 月 7 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 2 年 6 月 24 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 3 年 3 月 22 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 3 年 5 月 12 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 5 年 5 月 15 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 6 年 5 月 15 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 7 年 5 月 29 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 8 年 7 月 16 日から施行し、同年 4 月 1 日から適用する。